

## 憲法訴訟において憲法判断を怠った最高裁

原発メーカー訴訟原告団・弁護団

2019年1月 日

### 1 上告棄却について

最高裁は、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」との理由で、上告棄却の決定をした。

民訴法 312 条 1 項は、「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる」と規定しており、つまり憲法違反を理由とするときには上告をすることができる。本件では、主な争点として、原賠法の責任集中制度を定めた条項が憲法 13 条および 25 条を根拠とするノー・ニュークス権に違反すること、そして財産権を定めた憲法 29 条 2 項に違反することを理由として上告をしたのである。これらの争点は、第一審から変わることはなく、**本訴訟が憲法訴訟であることは疑いの余地がない**。それにもかかわらず、最高裁は、あろうことか本件上告の理由が、明らかに民訴法 312 条 1 項又は 2 項の事由に該当しない、すなわち憲法訴訟であることさえ理由もなく否定し、**憲法判断から逃亡したのである**。

### 2 上告を受理しないとの決定について

最高裁は、本件上告受理申立てに対して、「本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない」との決定をした。同条項では、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について・・・事件を受理することができる」と規定されている。

本件上告受理申立ての理由のうち最も重要なものは、民法 423 条の債権者代位権行使の要件としての「自己の債権を保全するため」との文言の解釈に関する争いである。そして、この論点については、有力な学説があり、我々はこの学説に則った主張を展開してきた。したがって、**本件はまさに「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」であり、最高裁がこれらの学説を採用するか否かは、国民にとっても重大な関心事である**。

それにもかかわらず、最高裁は一切の理由を付することなく、単に「受理するものとは認められない」と結論のみを述べ、上告受理申立てを排斥したのである。

### 3 違法な最高裁決定

以上の通り、最高裁は、本件が明らかな憲法訴訟であるにもかかわらず憲法判断を避け、上告受理申立てを理由もなく受理しなかった。

最高裁は、福島原発事故によって多くの人々がノー・ニュークス権を踏みにじられ、生命すら奪われた人も多くいるにもかかわらず、そのことを直視しなかったのである。4人の裁判官が一人残らず、責任集中制度の明白な憲法違反から目をつぶって憲法判断を回避し、原判決の憲法解釈の誤りを追認したことになる。これは、民意からかけ離れたあまりに偏った解釈というしかない。

さらに言えば、昨今の報道を見れば明らかなとおり、本訴訟の被告であるGE、東芝、日立はいずれも原子力事業に挫折し、実質的な撤退を決めている。「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という矛盾した2つの目的を持つ原賠法によって理不尽な保護を受ける原発メーカーであっても、原子力事業の遂行など現実とかけ離れた夢であったことが証明されているのである。

それにつけても、我々が強く憂慮するのは、裁判所の判断の内容ではない。最大の問題は、**司法権を担う裁判所が自らの職責を違法に放棄したこと**である。昨今、日本では民主主義の崩壊が言われるが、裁判所がこのような態度であっては、国民はいかなる手段をもって自らの人権を守ることができるのだろうか。憲法81条には「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定されているとおり、最高裁は人権擁護の最後の砦なのである。今回の**最高裁決定は、基本的人権の危機という極めて深刻な事態を我々に突き付けた**といえる。

かかる事実を全国民が共有することによらなければ健全な社会の実現はあり得ないこと、そして今後もノー・ニュークス権実現に向けて闘い抜くことをわが原告団・弁護団の声明とする。

以 上